

**独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金の申請について**

学校（園）管理下において負傷や疾病等の災害が発生した場合、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付金が支給されます。

医療機関等において、「医療等の状況」や「調剤報酬明細書」等の関係書類に必要事項を記入していただいたうえで、「振込口座届」と共に学校に御提出ください。

**1 給付の対象となる災害の範囲と給付内容**

災害	災害の範囲	給付内容
負傷	学校（園）管理下の怪我などで、 <b>初診から治癒までの医療費総額（健康保険を使用しない場合の10割分の額）が5,000円以上のもの</b>	<p><b>自己負担額 + 医療費総額の1割</b></p> <p>「医療費総額の1割」は、療養に伴って要する費用として加算されるものです。</p> <p>他の法令により医療費助成を受けた場合は、それぞれの制度を利用した上での自己負担額を基に給付額を算定することになりますので、必ず下記「自己負担額申告書」を学校に御提出ください。</p>
疾病	学校（園）管理下の事由によるもので、 <b>初診から治癒までの医療費総額（健康保険を使用しない場合の10割分の額）が5,000円以上のもののうち文部科学省令で定めるもの</b> （学校給食等による中毒など）	

**2 請求権の時効**

受診月の翌月10日の翌日から2年間

※ 関係書類の内容確認等ありますので、時効期限から余裕をもってご提出くださいますようご協力お願いします。

**3 給付を受けられる期間**

初診の日から10年間

**4 給付の対象とならないもの（主なもの）**

- ・ 保険診療以外の医療費
- ・ 医師の同意が無い、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧師の施術費
- ・ 生活保護世帯の小・中学校児童生徒の医療費

**5 給付時期**

学校（園）に申請（請求）手続きを行ってから、2～3か月後に支給します。

※ 令和3年4月請求分より、決定通知書を振込口座届記載の住所へ直接送付いたします（入金日の1～2日前より順次発送予定）。

（裏面に続きます）

----- きりとり -----

**自己負担額申告書**

- 利用した制度      子ども医療費助成      ひとり親家庭等医療費助成  
その他の医療費助成（制度名 \_\_\_\_\_）  
上記制度は利用していない
- 自己負担額      580円      510円      その他（ \_\_\_\_\_ 円）

※自己負担額の記入にあたっては裏面の説明を御確認ください。額が不明な場合は領収証の写しを提出してください。

年 組 児童生徒氏名 \_\_\_\_\_ 保護者等氏名 \_\_\_\_\_

## 6 公費負担医療制度

### ○子ども医療費助成

中学校修了前のお子様の医療費の一部を札幌市が助成する制度

- ・ 小学校就学前、小学校1～6年生 **通院**と**入院**が対象

住民税の課税区分	自己負担額
非課税世帯・課税世帯 ただし、所得制限あり	初診時：医科 580 円、歯科 510 円 継続治療時：無料

- ・ 中学校1～3年生 **入院**のみが対象

住民税の課税区分	自己負担額
非課税世帯	初診時：医科 580 円、歯科 510 円 継続治療時：無料
課税世帯 ただし、所得制限あり	医療費の1割 　ただし、1医療機関ごと、1か月ごと等の限度額あり

※詳しくは、<http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/iryojosei/nyuyoji.html> を御覧ください。

### ○ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭のお子様の医療費の一部を札幌市が助成する制度。

- ・ 全ての児童生徒 **通院**と**入院**が対象
- ・ 小学校6年生までは住民税の課税区分に関わらず下記表の「非課税世帯」の自己負担額になります。ただし、所得制限があります。

住民税の課税区分	自己負担額
非課税世帯	初診時：医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復 270 円 継続治療時：無料
課税世帯 ただし、所得制限あり	医療費の1割 　ただし、1医療機関ごと、1か月ごと等の限度額あり

※詳しくは、<http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/iryojosei/hitorioya.html> を御覧ください。

各医療費助成ともに令和3年4月診療分からの助成内容になります。令和3年3月以前診療分については対象学年等が異なりますので、上記ホームページを御覧ください。

## 7 高額療養費制度

健康保険適用の医療費の自己負担額が一定の限度額を超えたときに、加入している健康保険に申請することにより、限度額を超えた分が健康保険から払い戻しされます。

医療費総額が 70,000 円以上（健康保険利用で3割負担の場合、自己負担額 21,000 円以上）の場合は、「高額療養状況の届」の提出が必要になりますので、学校にお知らせください。

## 8 「医療等の状況」等の記入について

「医療等の状況」等の記入にあたっては、医療機関等の特別の配慮によりご協力をいただいております。その場ですぐに記入をいただけない場合もありますので、ご了承ください。